

「新庁舎整備に関する中間とりまとめ〈あま市役所新庁舎基本設計（中間素案）〉」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

- 意見募集の期間 平成29年2月20日（月）から平成29年3月21日（火）まで
- 意見を提出された方 4名
- 意見数 25件

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	新庁舎に移転することにより、現3庁舎は閉庁するということがありますが、新庁舎の場所が、あま市の平等的な位置という観点からも、あま市の中心となる場所になったとしても、現3庁舎周辺の市民からすると、距離が遠くなることによる不便が発生することを考慮すると、新庁舎を本舎として、別に支所なるものを設置すべきではないかと思います。	用途廃止となる現3庁舎については、原則的には売却の方針であり、支所として利用することは、現在想定しておりません。 しかしながら、市民サービスの水準低下を招かないよう、一部の証明書発行や申請書類受付などの事務につきましては、他の既存公共施設での実施等を検討しております。
2	中間素案は、平成27年3月に策定され、その後市議会でも承認された「基本構想基本計画」を基本として、より具体的検討及び内容追加を行っているものである。したがって今回の中間素案発表では、基本計画内容からの主な変更、追加事項とそれに至った理由、必要性を併せて説明する必要があります。結果のみの公表では、中間素案の良し悪しの判断を適切に行うことはできません。主な変更、追加事項とその理由、必要性を早期に公表してください。	市では、「あま市本庁舎基本構想・基本計画」を基本として、現在基本設計業務を進めています。今回の中間とりまとめは、基本設計業務を進めていく中で、諸条件等を整理した結果及び市民ミーティングでいただいたご意見の反映結果として、設計趣旨・コンセプトや「あま市本庁舎基本構想・基本計画」からの変更点、その議論の経過等について公表しております。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	新庁舎使用開始の平成34年度の新庁舎勤務職員数等の再検討について、「基本計画」では19～21ページ記述のとおり3庁舎分散の平成26年6月1日現在の勤務職員数352人、市議会議員数24人及び公用車61台で庁舎延床面積は計算されています。新庁舎完成はその時点から8年後の平成34年度です。34年度時点であま市の各庁舎配置をどうするのか、新庁舎の組織、勤務職員数、市議会議員数及び公用車台数をどのようにするか決めなければ適正な延床面積計算ができません。早急に新庁舎の組織計画、勤務職員数、市議会議員数及び公用車台数を再検討することが必要です。	開庁時に想定される配置人数や公用車台数、組織体制などについては、定員適正化計画等を踏まえた上で、さらに諸条件を精査し、適正規模での整備を行ってまいりたいと考えております。 また、市議会議員数につきましては、市議会において、議論されるべきものでありますが、当面は現定数である24人で設計を進めてまいります。
4	庁舎延床面積の計算方法の再検討について、「基本計画」19、20ページの庁舎延床面積計算でどちらも公用車61台の車庫面積1,098㎡、1,525㎡を必要面積として算入しています。しかし車庫を免震構造の庁舎建物内に設ける必要はなく、重要車両のみ別棟車庫収納で、作業車両は露天駐車で十分と考えます。したがって、この面積は、庁舎延床面積から削除して別棟で計画すべきです。庁舎は、免震構造で高額になるので別に考えるべきです。	自治体庁舎の建物規模の検討にあたりましては、他の多くの自治体におきましても、新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）による算定方法、起債許可標準面積算定基準（総務省）による算定方法、類似規模自治体の実績を参考にして、全体床面積規模の検討が行われております。 さらに諸条件を精査するとともに、具体的なフロアレイアウト検討についても進め、適正規模での整備を行ってまいりたいと考えております。
5	庁舎延床面積の考え方について、「基本計画」18ページの延床面積計算で①9,663㎡、②13,468㎡、③9,000㎡の3つの計算値の単純平均値採用は適切ではありません。それぞれの計算値には意味があります。あま市新庁舎として妥当な計算面積を採用すべきです。そこから車庫面積を削除し、分散機能集約分、将来状況変化対応分として必要と考えられる具体的内容、必要面積を明らかにしてその面積を加えて決定すべきです。過剰な予測で面積を増加させることは今後の財政負担増になります。	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	敷地造成標高について、示された敷地造成標高は一律 TP 2.2 m ですが、敷地周囲の現況道路標高 TP± 0 m、水田標高 TP－ 0.3 ～－ 0.5 m、敷地、庁舎への進入路、退出路を考えると再検討が必要です。重要施設である庁舎、別棟倉庫、公用車駐車場、非常電源施設、浄化施設等の用地と一般駐車場、緑地は、区分して考えるべきです。	庁舎計画地については、中枢防災拠点として、災害対策本部機能だけでなく、広域支援部隊の参集機能、救援物資の受入れや集配機能、災害医療支援機能などの様々な防災機能の配置が必要となることから、想定し得る災害に対して万全の対策を講じていく必要があります。その中で、想定されている浸水被害への対応として、浸水することのない空間を少しでも多く確保しておくことが非常に重要でありますので、できる限り敷地全体を高盛土し、最大限活用してまいりたいと考えております。
7	敷地造成計画等について、盛土計画となっているが、浸水時は道路も冠水しているため支援部隊の参集は難しいと考えるが、基本設計において自衛隊等との協議がされているか。 降雨時の周辺への影響を考慮し、敷地内貯留等の検討が必要と考える。	現段階において自衛隊との協議は行っておりませんが、豪雨時などにおける広域的な支援部隊の事前参集や事後参集などについて、今後整理してまいります。 庁舎計画地については、中枢防災拠点として、災害対策本部機能だけでなく、広域支援部隊の参集機能、救援物資の受入れや集配機能、災害医療支援機能などの様々な防災機能の配置が必要となることから、想定し得る災害に対して万全の対策を講じていく必要があります。その中で、想定されている浸水被害への対応として、浸水することのない空間を少しでも多く確保しておくことが非常に重要でありますので、できる限り敷地全体を高盛土し、最大限活用してまいりたいと考えております。 また、ご意見のとおり、開発に伴う雨水流出の抑制のため、調整池の設置について検討してまいります。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
8	敷地内の配置について、「基本計画」で示された30ページの配置①案及び34ページのBパターンに対して、今回案は100%変更されています。次の点から再考が必要です。 ① 敷地中央に庁舎建物が建ち、以後の経過による敷地利用の変更が困難である ② 庁舎建物の玄関が4階建ての北側となり晩秋から冬に寒々と感じる。 ③ 進入車の大部分が庁舎玄関前を通過することになり、歩行者と車の安全確保が課題となる。 ④ 庁舎敷地への進入路、退出路が各1か所で交通渋滞の心配が大きい。 ⑤ 庁舎附属施設である別棟倉庫、非常電源設備、燃料貯蔵庫、合併浄化処理施設等の配置場所が難しい。	配置計画については、「庁舎」、「交通アクセス」、「機能運用」、「広場」などについて市民の皆様のご意見をワークショップ形式で聞き取り、合意形成を図りながら、市庁舎のあるべき姿を引き出すとともに、複数案について比較検討を行った上で、総合的な評価により選定したものです。今後はこの案をベースに基本設計業務を進めてまいりたいと考えております。 今回いただいた5つの留意すべき点につきましては、今後の基本設計業務の中で、しっかり検証・点検しながら、最終とりまとめを進めてまいります。
9	敷地境界の法面構造について、敷地面積の有効活用、法面管理経費の削減、周囲道路から敷地内への不法進入防止を図るため、コンクリート構造物と短い法面構造とする。	敷地境界の法面構造については、ご指摘いただきました視点を踏まえつつ、周辺の景観にも配慮しながら、今後基本設計業務の中で検討してまいります。
10	新庁舎建築に合せ、職員の大幅削減をすべし、現状、細分化しすぎて非効率である。	様々な指標等により検証した結果、現状の本市職員数は決して過剰であるとは考えておりませんが、定員適正化計画により更なる職員数の適正化を重点課題として取り組んでまいります。また、より機能的な組織体制の整備及び強化を図ってまいります。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
11	場所は、当初計画の七宝焼アートヴィレッジに戻したい。	既存施設の活用については、合併当初において検証したところであり、廃止や縮小は困難であるとの結論に達しております。新庁舎については、市民の皆様の利便性を踏まえ、市の位置的中心地付近である七宝町沖之島深坪地内において、平成34年度の開庁に向けて整備してまいりたいと考えております。
12	関係法令等について、庁舎建設に係る関係法令の整理が不明。	主な関係法令として、「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」、「土壤汚染対策法」、「駐車場法」等が挙げられます。これらの法令を遵守して、引き続き基本設計を進めてまいります。
13	防災拠点施設について、国土交通省策定の機能継続に関するガイドラインの活用。	ご指摘の防災拠点となる建築物の機能継続に係るガイドライン（仮称）については、今後国において策定が進められることから、活用・反映に努めてまいります。
14	私は今回の中間素案作成までの色々な作業に関わりましたが、その作業では、この事業を少しでも安価に完成させようとの考え、努力がまったく見られませんでした。事業を円滑に進めることに終始し、必要な再検討事項を検討せず、色々な条件、要望を数多く取り入れており、「基本計画」の内容から大幅に事業内容が増加しています。当然事業費も大幅増額となり完成時点でどれくらいの総額になるのか予想できません。あま市の今後の厳しい財政状況を考え、少しでも安価で完成できるよう今後の作業で十分な検討を行ってください。	事業費については、可能な限り抑制し、後年度負担を極力抑えた整備となるよう、今後基本設計業務の中で検討してまいります。
15	新庁舎はあま市の体格に適合する予算計画に縮小すべし、でなければ市民の負債が増すだけ。	

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
16	建設費について、生産年齢人口の減少が見込まれており、市民病院建築後での新庁舎建築であるため、P F I 等活用するなどし、予算の平準化を図る必要があると考える。 東京オリンピックやアジア大会による建設費の高騰が予想されるが、基本設計での概算工事費においてそれらの影響を考慮されているか。 ランニングコストの検討も必要と考える。	新庁舎の整備は、大型公共事業となることから、限られた財源のもと、より効率的、効果的な整備を行ってまいります。さらに、東京五輪に向けた大型開発の着工なども注視しながら、引き続き検討してまいります。 また、維持管理まで見据えた綿密な設計等を進め、ライフサイクルコストに優れた庁舎となるよう、引き続き検討してまいります。
17	新庁舎の南西方面の住民が車で来庁した場合、帰る際に新庁舎整備予定地西側の市道（沖之島西幹線や市道沖之島遠島線）などを南進しても、県道あま愛西線で右折できないので、沖之島交差点から海部東部消防署間に信号設置をお願いしたい。	南西方面にお住まいの方の帰宅経路としましては、予定地東側の県道須成七宝稲沢線を南下し、沖之島交差点での右折等を主たる経路として設定し、本周辺道路整備計画を策定しております。ご提案いただきました県道あま愛西線での新たな信号交差点の設置につきましては、広範囲に及んで道路拡幅用地を必要とするなど多くの課題を有しております。そのため、本周辺道路整備計画により、円滑な来庁アクセス環境の確保を進めていくことを考えております。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
18	示された道路計画は、次の点で見直し、幅員縮小、自転車歩行者通路と自動車通路の分離等が必要です。 ① 敷地東側の県道は、圧倒的に交通量が多く、上位計画となるのでその計画値を上回らない 交通量調査 9,164台/12時間 車道幅員3.0m 路肩幅員（歩道有り）0.5m 自転車歩行者通路幅員3.0m ② 他の市道の交通量は県道を大きく下回るので、計画値は県道計画値を上回る必要はない 北側市道交通量 1,924台/12時間 （県道の4.76分の1である。） 車道幅員3.0m 車線区分無し5.0m 路肩幅員（歩道有り）0.5m （歩道無し）1.0m 自転車歩行者通路幅員3.0m 0.5m縮小 歩行車通路幅員2.0m 0.5m縮小 ③ 敷地北東の交差点に車が集中しない対応が必要であり、東側県道から一方通行の進入路、退出路を設ける ④ 自転車歩行者通路と自動車通路はできるだけ分離するのが良いので、東側県道から2か所、西側市道から1か所専用通路を設ける ⑤ 北側市道の区間Dのうち西側80mは通学路としての歩道整備の必要性が少ないので取りやめる	本周辺道路整備計画の策定では、円滑な来庁アクセス環境の確保、周辺地域への影響の軽減、安全な通学経路の確保などについて配慮し、現況交通量に来庁者の方向別アクセス交通量を加味して開庁時の関連道路交通量を設定しております。そして、この計画交通量に対して、道路構造令などの関連規定、技術基準に基づき、道路の幅員やその構成について設定しております。 また、自動車乗入口の設置につきましては、駐車場法の技術基準に基づき、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない北側の市道を予定しております。 なお、徒歩や自転車による来庁経路については、ご意見のとおり、自動車乗入口とはできる限り分離をするよう今後検討してまいります。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
19	素案の周辺道路整備計画は、北への延伸案も計画するなど広く検討したい。	予定地東側の県道須成七宝稲沢線については、名鉄津島線北側のクランク形状の抜本的解消や円滑の来庁アクセス確保のため、県や地元の皆様とともにバイパス整備などについて検討を進めているところです。市としましては、早期事業化に向けて、引き続き、地元の皆様との検討を進めてまいりたいと考えております。
20	周辺道路整備計画について、東側道路は、「沖之島交差点」北進、踏切以北でT字路となっており、鉄道高架など北進道路の整備との連携が必要であり、来庁者の円滑なアクセス確保以外にも防災上（緊急輸送路等）の観点からの検討も必要と考える。	
21	敷地北側及び西側市道の歩道下に設ける排水路計画について、道路計画B-B断面、C①-C①断面に示されたボックスカルバート排水路の設置位置は現況水田面より低くなっています。しかし上流取付け部の高さは道路面と同一、下流放流部高さは水田面とほぼ同一の状況です。設置高さを自転車歩行者通路天端と同一とし、道路排水、庁舎敷地排水を流入させる構造とすべきです。排水流量はその分を加えて断面を拡大することになります。現計画では、設置位置が低く土砂堆積が発生しますし、その土砂除去も埋設位置が低いことにより難しくなります。排水路断面の拡大で流下能力が増し、水路建設費と維持管理費が安価になるので再検討すべきです。また、西側市道埋設部より下流の水田部コンクリート板柵工排水路は現況断面では能力不足と考えるので水理検討が必要です。	新庁舎計画地内を横断している既設水路については、計画地北側へ付替を予定しております。その付替水路の構造設計等にあたっては、現況水路の敷高や現況水路の流下能力等を始めとした諸条件を整理し、水路管理者等との協議、調整を進め、現況機能の回復、経済性、維持管理等に十分配慮しながら行ってまいります。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
22	あま市全体の都市計画を明確とし、将来の夢を展開し、その中で新庁舎計画を展開する必要がある。	新庁舎の整備効果やそこから生じる活力等を市域全体に波及させ、あま市の都市づくりを更に力強く推進していく観点から、将来都市構造や都市拠点の在り方、周辺土地利用の見直しについて、「あま市都市計画マスタープラン」の改訂検討を進めてまいりました。 その中では、新庁舎計画地及び名鉄七宝駅を含む区域を、新たに「防災・活力連携拠点」と位置付け、行政機能、防災機能、交流機能の集約により、その効果を市域全体へ波及させるとともに、新庁舎計画地を含む駅周辺を新たに「居住環境維持・向上地」と位置付け、ゆとりある良好な居住環境の維持・向上を図っていくことを都市計画の方針として定めております。これらの都市計画の方針に即して、新庁舎整備を進め、まちづくりを展開してまいります。
23	助成金活用期限の平成36年度まで新庁舎の竣工を延ばし、将来構想をよく展開して進めてほしい。	現3庁舎の維持管理費や類似業務を行う部署の重複などによる経費節減の観点に加え、近年発生している災害において、防災・災害拠点となる庁舎が機能停止に陥ることによる災害対応の遅れが問題視されていることから、新庁舎整備については、できる限り早い時期に実施すべきであると考えております。
24	大治町をあま市に編入すべく活動、実現しそれを踏まえた新庁舎計画としたい。これを実現するのを市長の主業務と位置付けたい。	新庁舎整備は、あま市の合併協定項目及び新市基本計画に位置付けられていることであり、他自治体との合併とは関係ないものです。
25	名古屋からの地下鉄を呼ぶ活動を展開したい。	地下鉄の延伸については、名古屋市高速度鉄道6号線建設促進期成同盟会を立ち上げ、現在、建設の早期実現を目的とした要望活動を行っているところです。 今後も、早期実現に向けて、引き続き要望活動を実施していきたいと考えております。